農業ひろさき

2021年2月1日　（第180号）
（令和３年２月１日）

編集と発行 ： 弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1-1　前川本館3階　電話0172-40-7104

農業委員・農地利用最適化推進委員 ◆◆連携地区研修会◆◆

市農業委員会（成田繁則会長）は、昨年12月に市内10か所で連携地区研修会を開催しました。

研修会は、農業委員と農地利用最適化推進委員が地区における連携などを目的に定期的に開催しており、今回は、農地の利用調整（あっせん）のしくみ、調整調書の作成などについて担当職員から説明がありました。また、営農意向に関するアンケート調査に係る戸別訪問の流れや農地のあっせんを希望する農家への対応等を確認し、効果的なあっせんを行うための意見を交わしました。



『地域農業の将来方針にかかる集落座談会』

昨年12月から今年1月にかけて、市内10地区において地域農業の将来方針（人・農地プラン）の見直しにかかる集落座談会を開催しました。

座談会では、農業者を対象としたアンケート調査の結果や、地域の農業者数の将来予測などについて、市農政課から説明があり、参加者は興味深げに耳を傾けていました。また、後継者の有無や遊休農地を記載した地図を確認する場面では、農地の活用について活発な議論が交わされ、各々が10年後の地域の農業について思いを巡らせていました。

話し合われた地域農業の将来方針は、3月上旬を目途に決定され、市ホームページなどで公表する予定です。



地図を確認する参加者

農福連携による耕種的防除を実施

市内りんご農家が、障がい福祉事業所と連携し耕種的防除を実施しました。

耕種的防除は、りんご黒星病等の病気の感染源となる果実や落葉を園地から取り除く作業で、降雪前の12月初旬に鬼沢地区と独狐地区で市内福祉事業所の施設利用者が従事しました。

施設利用者は、園主の指導のもと「熊手を使い落葉を集める作業」や「集めた落葉をまとめる作業」、「まとめた落葉を運び集積する作業」を分担して一生懸命取り組んでいました。

実施した地区の園主からは、「耕種的防除はやらなければならないと思っていてもなかなか手が回らないので、作業委託できて助かっている」という声もあり、農福連携の可能性を感じさせる取り組みとなりました。

※この防除作業には、業務委託費などの対象経費に対し補助する市単独事業の「りんご黒星病耕種的防除対策事業」が活用されています。詳しくは、下記へお問い合わせください。



りんご園地での作業の様子

■問い合わせ先　りんご課生産振興係（市役所前川本館３階）　☎４０－７１０５

りんご産業イノベーションセミナーを開催

果樹におけるスマート農業の現状に関するセミナーを開催します。

■**日時**　２月25日（木）　午後１時

■**場所**　弘前文化センター（下白銀町19番地４）

■**内容**　近年、注目されている高密植栽培やスマート農機の現状や導入事例に関する講演です。
内容やお申し込み方法については詳細が決まり次第、市ＨＰ等で周知いたします。

■**参加料**　無料

■**申し込み**　セミナーにご参加の方は、２月22日（月）までに電話、ファックス、またはＥメール（氏名・住所・所属（勤務先等）・電話番号を記入）で申し込みください。

■**問い合わせ・申し込み先**　りんご課生産振興係（市役所前川本館３階）
電話番号　４０－７１０５
ＦＡＸ　３８－５８７０
Ｅメール　ringo@city.hirosaki.lg.jp



※備考　コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、やむを得ず中止または内容変更する場合がございます。

令和３年度弘前市農作業省力化・効率化対策事業費補助金

市では、農業者が農作業の省力化・効率化を図るために行う、農業機械の導入、ほ場内での荷捌き場や作業道の整備及び農業用ハウスの整備にかかる経費の一部を支援します。



■**公募期間**
２月１日（月）～３月１日（月）

■**対象者**
市内農業者、市内に本店を有する農地所有適格法人、市内農業者で組織する団体。

■**事業内容、補助率及び補助限度額**
(1) 農業機械導入支援事業：導入経費（税抜）の1/3
（上限50万円）
(2) 集出荷環境整備支援事業：施工費（税抜）の1/3
（上限23万円）
(3) 農業用ハウス整備支援事業：整備費（税抜）の1/3
（上限50万円）

■**その他**
採択要件（認定農業者、認定新規就農者、青色申告を実施している者、収入保険制度加入者ほか）ごとにポイントを設定し、より多くのポイントを獲得した申請者を優先して採択します。

提出書類及び詳しい要件などについては、お問い合わせください。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、必ず下記問い合わせ先に電話予約の上、お越しください。

※この事業に関する予算については、３月に行われる定例市議会で審議されます。予算案の可決をもって事業を実施します。

■**問い合わせ・応募先**
農政課（市役所前川本館3階）
支援事業(1)については　農地支援係　４０－０６５６
支援事業(2)については　地域経営係　４０－７１０２
支援事業(3)については　農産係　４０－０５０４

令和3年産米の生産数量目標について

弘前市の令和３年産米の生産数量目標は15,900トン（前年差－784トン）です。

米の需給及び価格の安定には、皆様一人ひとりのご協力が不可欠となりますので、本年も引き続き需要に応じた米の生産にご協力をお願いいたします。

■**問い合わせ先**　農政課農産係（市役所前川本館３階）
☎４０－０５０４

りんご園等改植事業（令和3年春・秋植え分）

市では、りんごや特産果樹の改植事業（令和３年春・秋植え分）の要望受付を行っています。補助事業の活用をお考えの方は下記期間内に申し込みください。

◆**申込期間**　２月１日（月）～２月15日（月）
※事業内容の詳細は、農業ひろさき１月号をご覧ください。

■**問い合わせ・申込先**
りんご課生産振興係(市役所前川本館３階)
☎４０―７１０５

「農業ひろさき」に掲載する広告募集

市農業委員会では、民間事業者の事業活動を推進するため、「農業ひろさき」に掲載する有料広告を募集しています。掲載できる広告は、広報紙の性格上、いくつかの条件がありますので、詳しくは市ホームページでご確認ください。

◆**掲載位置**　最終面の下方

◆**１回の掲載料（いずれも白黒）**
・第１号　縦45㍉×横84㍉以内　8,000円
・第２号　縦90㍉×横84㍉以内　16,000円
・第３号　縦42㍉×横180㍉以内　16,000円

◆**申込期限**　掲載を希望する号の50日前

◆**検索方法**（市ホームページ）
トップ＞有料広告募集案内＞農業ひろさき

■**問い合わせ先**　農業委員会農政係
（市役所前川本館３階）☎４０－７１０４

農地の受け手・出し手募集中！詳しくは市農政課まで

免税軽油使用者証・免税証の交付申請「仮受付中」（農業用）

○令和３年４月以降の免税軽油に係る免税軽油使用者証・免税証の交付申請を、次のとおり「仮受付」しています。
○令和３年度税制改正による免税軽油制度の継続が正式な交付の条件となりますので、あらかじめご了承ください。
○免税軽油使用者証・免税証の交付は、令和３年４月以降となります。

◆受付時間等

午前８時30分
～午後５時15分まで
（土・日・祝を除く。）

※令和３年４月１日交付を希望される場合は、令和３年２月19日までに交付申請をお願いします。
令和３年２月19日より後の交付申請については、令和３年４月１日より遅い交付となる場合もありますのでご留意ください。

◆受付場所

青森県弘前合同庁舎２階（蔵主町４）
中南地域県民局県税部課税第一課

◆必要書類

No.	必　要　書　類	備　　考
1	免税軽油使用者証	・すでに交付を受けている方のみ
2	免税軽油の引取り等に係る報告書　※	・前年度の軽油の引取りを証する書類を添付
3	免税軽油使用者証交付申請書（注1）※	
4	免税証交付申請書	
5	誓約書（注2）	
6	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例指定申請書　※	・免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例を受ける場合
7	耕作証明書	・農業委員会が交付する証明書
8	県証紙（400円分）	・免税軽油使用者証の交付を申請する方
9	使用機械の譲渡証明書など	・新規申請または機械を変更した場合
10	印鑑（認印で可）	・共同申請の場合は全員の印鑑
11	返信用封筒（免税証等を郵送する場合）	・簡易書留分の切手（404円）貼付

・※印の用紙は、中南地域県民局県税部に用意しています。
・防除組合などの場合は、免税軽油使用計画書が必要となるほか、新規申請の場合には、組合員名簿、組合定款・規約、前年の軽油使用明細書及び納品書が必要になる場合があります。
・農作業の委託を受けている方は、耕作（農作業受委託）証明書が必要になります。
(注１)共同申請の場合は免税軽油使用者証共同交付申請書になります。
(注２)国税または地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して２年を経過していない者ではないことなど、免税軽油使用者証の交付に係る欠格事項に該当していないことを誓約していただく書面です。

■問い合わせ先
中南地域県民局県税部課税第一課　免税軽油担当　☎０１７２－３２－１１３１（内線２２８・３７８）

「農地中間管理事業」農地の集約化・規模拡大を支援します！

農地流動化情報

申出区分	整理番号	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望価格	備考
売りたい	1110	種市字木幡275	田	休耕	1.84a	交渉次第	貸借も可
	1113	小栗山字稲苅沢73－21	畑	保全管理	3.74a	交渉次第	貸借も可
貸したい	1111	中野字山下16他１筆	田	休耕	1.82a	交渉次第	
	1112	中畑字和泉89－2	田	休耕	0.56a	交渉次第	

このほかの情報もありますのでお問い合わせください。なお、市のホームページからも情報提供を行っています。
トップページ ＞ 農業・商工業・観光 ＞ 農業情報 ＞ 農地に関すること ＞ 農地流動化情報

■取扱窓口及び問い合わせ先
①農業委員会農政係（市役所前川本館３階）☎４０－７１０４
②農業委員会岩木分室（岩木庁舎１階）☎８２－３１１１内線６１１
③農業委員会相馬分室（相馬庁舎１階）☎８４－２１１１内線８０５

農業者年金経営移譲年金受給と農業所得申告

農業所得の申告時期が近づいてきました。後継者へ農業経営を移譲し、経営移譲年金を受給している方は、農業所得に係る申告を後継者名義で行う必要があります。
（※老齢年金の場合不要）
受給者の名義で申告した場合、経営移譲年金が支給停止となりますので、確認のうえで申告してください。
（※特例付加年金の場合も同様です。）
■問い合わせ先　農業委員会農政係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０４

農業情報は、市のホームページからも！

市のホームページには、各種農業情報や新着情報を掲載しています。ぜひご活用ください。



◆農業情報検索方法
弘前市ホームページ内の
「トップ」→「農業・商工業」→「農業情報」

アライグマ被害防除対策講習会の開催

近年、アライグマによる農作物などへの被害が急増していることから、「アライグマ被害防除対策講習会」を開催します。

◆**日　時**　２月17日（水）
午前10時～正午（受付９時30分）
◆**場　所**　北辰学区高杉ふれあいセンター「研修室」
（独狐字山辺72－１）
◆**内　容**　アライグマの生態や被害防除、捕獲方法など。
※受講した方は狩猟免許資格がなくても箱わなを設置し、アライグマの捕獲ができるようになります。
◆**定　員**　30名（定員になり次第締め切ります）
◆**受講料**　無料
◆**申込締切**　２月10日（水）
■**問い合わせ・申込先**
農村整備課鳥獣対策係（市役所前川本館３階）☎４０－４１５５


昨年の講習会の様子

近年続く異常気象に備えて【りんご共済】令和3年産加入申込み受付中！

加入プラン	総合短縮方式	特定危険方式（被害限定補償）
補償期間	４月発芽期から11月収穫期までの災害に対応（冬期間の災害を除く）	
対象となる災害	自然災害（水害含む）、鳥獣害など	風害、ひょう害、凍霜害
対象となる被害割合	畑ならし計算型（すべての畑での減収量で計算）は３割以上、畑ごと計算型（畑ごとの減収量で計算）は４割以上の被害から共済金が支払われます。	畑ならし計算型は２割以上、畑ごと計算型は３割以上の被害から共済金が支払われます。
農家負担額（ふじの場合）	畑ならし計算型は１箱およそ103円 畑ごと計算型は１箱およそ72円	畑ならし計算型は１箱およそ54円～85円 畑ごと計算型は１箱およそ41円～62円
	※掛金率は個人別危険段階を採用していますので、農家負担額は多少変動することがあります。	
補償額（ふじの場合）	畑ならし計算型は最高でおよそ１箱2,730円 畑ごと計算型は最高でおよそ１箱2,340円	畑ならし計算型は最高でおよそ１箱3,120円 畑ごと計算型は最高でおよそ１箱2,730円
	※品種によって異なります。	

●農家負担額（賦課金を除く）の一部の助成を予定しています。●国が掛金の半分をあらかじめ負担！●防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引！
★加入を検討している方や内容を詳しく知りたい方は、下記までお問い合わせください。

◆**申込締切**　令和３年３月25日（木）　■**問い合わせ先**　青森県農業共済組合ひろさき支所 果樹課　☎２８－５７００

◆令和４年産から上記「特定危険方式（被害限定補償）」は廃止となります。ご注意ください。
◆また、青森県農業共済組合では、青色申告を行っている農家の皆様には、収入保険への加入もお勧めしております。

積立てる保険料は、社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

積立てる保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、払った家族分の保険料も含めて社会保険料控除の対象となり、大きな節税効果があります。

保険料月額６万７千円を支払えば、年間80万４千円が社会保険料控除の対象となり、課税対象所得が330万円超695万円以下であれば、１年で約24万４千円の節税ができます。

同一生計の配偶者や後継者の保険料を支払った場合は、額に応じて節税額が増えます。

■保険料控除分の節税額（所得税・住民税）の目安

課税対象所得	税率	保険料月額２万円（年額24万円）の場合	保険料月額６万７千円（年額80万４千円）の場合
195万円以下	15.1％	３万６千円	12万１千円
196万円超330万円以下	20.2％	４万８千円	16万２千円
330万円超695万円以下	30.4％	７万３千円	24万４千円

※保険料支払分で控除される所得税・個人住民税等の額の試算です。
保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。